

新リース会計基準との 向き合い方

金子真一税理士事務所
代表 金子 真一

Agenda

- 第1回 親会社の担当者は大変！
- 第2回 子会社が求められること
- 第3回 新リース会計と中小企業
- 第4回 リース取引に関する日本の会計基準の変遷
- 第5回 新リース会計基準の簡便的な取扱い
- 第6回 リース取引に係る税法ルール
- 第7回 新リース会計における具体イメージ

第3回 新リース会計と中小企業

日本の会計ルール

会計基準

企業会計基準委員会(ASBJ)

中小企業向け
会計ルール

中小企業の会計に関する基本要領

中小企業庁

<会社法431条>
一般に公正妥当と認められる
企業会計の慣行

中小企業の会計に関する指針

日本公認会計士協会

日本税理士会連合会

日本商工会議所

企業会計基準委員会(ASBJ)

ASBJが設定する企業会計
基準を中小企業向けに簡便化
を図ったもの

中小企業の会計に関する指針

リース取引（要点）

- ✓ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の**売買取引**に係る方法に準じて会計処理を行う。
- ✓ ただし、通常の**賃貸借取引**に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。この場合は、未経過リース料を注記する。
- ✓ リース料支払時には、元本と支払利息の支払いに区分する

リースに関する会計基準

（企業会計基準第34号）

リースに関する会計基準の適用指針

（企業会計基準適用指針第33号）



【関連項目】

会社計算規則第74条、第75条、第108条

リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号）

リース取引に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第16号）

法人税法第64条の2

法人税法施行令第131条の2

日本の会計ルール

会計基準

企業会計基準委員会(ASBJ)

中小企業の会計に関する指針

日本公認会計士協会

日本税理士会連合会

日本商工会議所

企業会計基準委員会(ASBJ)

ASBJが設定する企業会計
基準を中小企業向けに簡便化
を図ったもの

中小企業向け
会計ルール

中小企業の会計に関する基本要領

中小企業庁

<会社法431条>
一般に公正妥当と認められる
企業会計の慣行

リース取引（要点）

リース取引に係る借手は、**賃貸借取引**又は**売買取引**に係る方法に準じて会計処理を行う。

賃貸借取引に係る方法とは、リース期間の経過とともに、支払リース料を費用処理する方法です。

売買取引に係る方法に準じた会計処理とは、リース取引を通常の売買取引と同様に考える方法であり、金融機関等から資金の借入を行って資産を購入した場合と同様に扱うこととなります。
つまり、リース対象物件を「リース資産」として貸借対照表の資産に計上し、借入金に相当する金額を「リース債務」として負債に計上することとなります。また、リース資産は、一般的に定額法で減価償却を行うこととなります。

日本の会計ルール

会計基準

企業会計基準委員会(ASBJ)

中小企業向け
会計ルール

中小企業の会計に関する指針

日本公認会計士協会

日本税理士会連合会

日本商工会議所

企業会計基準委員会(ASBJ)

ASBJが設定する企業会計
基準を中小企業向けに簡便化
を図ったもの

中小企業の会計に関する基本要領

中小企業庁

<会社法431条>
一般に公正妥当と認められる
企業会計の慣行